

堺市パートナーシップ宣誓制度の実施状況について

1 開始年月日

平成31年4月1日

2 制度の概要

誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度。

3 根拠規定

堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例
堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

4 宣誓の対象者

- ・その一方または双方が性的マイノリティの方
- ・ともに成年者であること
- ・いずれか一方が堺市内に住所を有するか又は転入予定
- ・ともに配偶者がなく、当該当事者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ・婚姻をすることができない近親者（養親子関係を除く）の関係にないこと

5 宣誓書受領証を活用できる取組

- ・堺市立総合医療センターで、宣誓書受領証を持ったパートナーの面会や手術の同意を患者が病院に求めることができる。
- ・泉北ニュータウンでの家賃補助「泉北ニュータウン住まいアシスト補助」について、若年夫婦世帯と同等に取り扱う。
- ・本市職員の特別休暇制度「結婚休暇、介護休暇、介護時間、短期介護休暇、忌引休暇」における休暇の取扱いを配偶者との関係に準じたものとする。

6 宣誓件数

9件（令和元年9月末現在）

7 パートナーシップ制度を導入した自治体

27自治体（令和元年10月11日現在）